

高齢者安全運転支援装置 導入促進費補助制度

高齢ドライバーの交通事故防止や、事故時の被害を軽減するため、安全運転サポート車の購入費および安全運転支援装置（後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置）の購入設置費を予算の範囲内で補助します。

補助対象者 ※次の①～④をすべて満たす個人の方が対象です。

- ① 市内に住所を有し、申請年度で65歳以上の人（65歳以上になる人を含む）
- ② 非営利かつ自らが使用するサポート車を購入または安全装置を設置した人
- ③ 有効期限内の自動車運転免許証を保有している人
- ④ 市税などを滞納していない人

補助対象

後付け安全運転支援装置	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に設置されたもの。国の認定を受けた、障害物検知機能付きまたは障害物検知機能なしの後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置であること。
安全運転サポート車	次のすべてを搭載した自動車 <ul style="list-style-type: none">● 衝突被害軽減ブレーキ● ペダル踏み間違い急発進抑制装置● 車線逸脱警報装置● 先進ライト

補助金額 ※令和8年度予算額に達した時点で終了となります

※千円未満切り捨て

障害物検知機能付き ペダル踏み間違い急発進抑制装置	・ 設置費用の2分の1 ・ <u>上限4万円</u>
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	・ 設置費用の2分の1 ・ <u>上限2万円</u>
安全運転サポート車	・ <u>4万円</u>

※裏面もご確認ください。

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全装置の取扱店で設置・安全運転サポート車を購入

※ 対象の装置・自動車であるかどうかは取扱店で確認ください。

(2) 申請書兼請求書を提出

● 窓口での申請の場合

申請書兼請求書及び添付書類を持参のうえ、本庁生活環境課または各支所市民福祉課の窓口へお越しください。

● 電子申請の場合

右の二次元バーコードを読み取り添付書類を撮影・添付のうえ、申請してください。



【添付書類（様式は窓口かHPから）】

- 1 自動車の車検証の写し
- 2 運転免許証の写し（有効期限内のもの）
- 3 補助対象経費に係る領収書
- 4 誓約書（様式）
（安全運転サポート車のみ）
- 5 安全運転サポート車販売証明書（様式）
※自動車販売業者に記入をお願いしてください。

(3) 補助金の交付決定

※ 申請書類の審査後、ご自宅へ交付決定通知書を郵送します。

(4) 補助金の振り込み

※ 申請から1か月程度で、指定された口座へ補助金を振り込みます。

安全運転支援装置は、あくまでも運転を支援する補助装置であり、どのような状況でも作動するものではありません。運転をする際は、装置があるからといって過信せず、常に交通安全を意識して運転してください。

【問い合わせ先】 一関市役所 市民環境部 生活環境課 ☎21-8344